

写

参考資料2

27循環第785号

平成28年3月16日

愛知県環境審議会

会長 青木 様

愛知県知事 大村秀章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく  
廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、同条第1項の規定に基づく廃棄物処理計画について、貴審議会の意見を求める。

担当 環境部資源循環推進課

調整・広域処分グループ

電話 052-954-6232 (ダイヤルイン)

## 説 明

- 1 廃棄物処理計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、都道府県が、環境大臣の定める基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正処理に関して定めるものであります。
- 2 本県では、産業廃棄物の処理に関する計画を昭和48年以来数次にわたり策定しており、また、平成12年の廃棄物処理法改正以降は、一般廃棄物も含めた廃棄物の処理に関する総合的な計画として「愛知県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化・資源化の促進や、廃棄物の適正処理の推進など各種の施策を積極的に推進してきました。

＜愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）における廃棄物の減量化目標＞

平成20年度実績に対する平成28年度目標				
一般廃棄物	排出量を約9%削減	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。	排出量に対する再生利用量の割合を約26%とする。	最終処分量を約23%削減
産業廃棄物	排出量を約6%削減	—	排出量に対する再生利用量の割合を約68%とする。	最終処分量を約18%削減

- 3 各種取組の結果、廃棄物の減量化が図られている状況にありますが、前回計画策定後、東日本大震災での教訓を踏まえ、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を推進する必要があること、循環型社会と地球温暖化にも配慮した低炭素社会を統合的に実現するための取組を充実させる必要があることなど、廃棄物処理を取り巻く情勢は変化してきました。
- 4 本県では、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があると考えています。  
こうしたことから、平成29年度からの新たな愛知県廃棄物処理計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。